

各署避雷設備設置工事

仕 様 書

令和7年4月

塩谷広域行政組合

各署避雷設備設置工事仕様書

1 工事名

各署避雷設備設置工事

2 工事場所

栃木県矢板市富田 94 番地 1

塩谷広域行政組合 矢板消防署

栃木県さくら市櫻野 908 番地

塩谷広域行政組合 氏家消防署

栃木県さくら市喜連川 794 番地 2

塩谷広域行政組合 喜連川消防署

栃木県塩谷郡塩谷町大字道下 1015 番地 1

塩谷広域行政組合 塩谷消防署

3 工期

契約締結の日から令和 7 年 10 月 31 日まで

※契約期間満了までに施工完了及び発注者検査を経ること。

4 工事内容

(1) 矢板消防署

ア 新規避雷設備取り付け（訓練塔）一式

イ 既設避雷設備撤去及び処分（庁舎、訓練塔）一式

ウ その他

(2) 氏家消防署

ア 新規避雷設備取り付け（庁舎、訓練塔）一式

イ 既設避雷設備撤去及び処分（庁舎、訓練塔）一式

ウ その他

(3) 喜連川消防署

ア 新規避雷設備取り付け（庁舎）一式

イ 既設避雷設備撤去及び処分（庁舎）一式

ウ その他

(4) 塩谷消防署

ア 新規避雷設備取り付け（庁舎）一式

イ 既設避雷設備撤去及び処分（庁舎）一式

ウ その他

(5) その他

ア 本工事は、工事請負契約書及び本仕様書等を遵守し、施工すること。なお、仕様書及び設計書、図面に記載されていない事項は、国土交通省官庁営繕部が制定した公共建築工事標準仕様書（平成 31 年版）公共建築改修工事標準仕様書（平成 31 年版）、公共建築設備工事標準図（平成 31 年版）によるものとする。

イ 本工事で使用する部材は新品とし、必要書類を提出の上、監督員の事前承認を得ること。

5 地元業者の活用

- (1) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、塩谷広域管内2市2町（矢板市、さくら市、塩谷町及び高根沢町）に主たる営業所を有する者（以下「地元業者」という。）の中から選定すること。ただし、適切に施工できる地元業者がない場合は、地元業者以外の業者（以下「管外業者」という。）を選定することができる。
- (2) 受注者は、上記(1)により、管外業者を選定する場合は、その理由の詳細を書面にて提出の上、発注者（組合）の確認を受けること。

6 提出書類

(1) 契約時提出書類

- ア 工程表（契約期間満了日までに次の業務を完了させること。）：10部
 - ① 施工完了後14日以内に発注者検査を経て、発注者の検査に合格すること。
 - ② 施工目的物の引き渡しを行うこと。
- イ 設計図書（施工箇所図面等）：10部
- ウ 機器、材料等仕様書類（該当する場合）：10部
- エ その他必要な書類：10部

(2) 完成図書（成果品）

- ア 実績工程表：10部
- イ 出荷証明書（該当する場合）：10部
- ウ 機器試験成績書（該当する場合）：10部
- エ 保証書（該当する場合）：10部
- オ 工事写真（施工前・施工中）及び完成写真：10部
- カ 工事完成通知書：1部
- キ 工事目的物引渡し通知書：1部
- ク その他必要な書類：10部

7 守秘義務

受注者は、本施工を通じて知り得た情報を他に漏らしてはならない。

8 協議等

- (1) 本仕様書等に記載されている事項及び記載されていない事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえで決定するものとする。
- (2) 本仕様書等に明記されていない事項であっても、施工完了のために当然必要と認められる事項については、受注者の責任において実施すること。